

農地法第3条許可申請書に必要な書類

農地の売買・交換・贈与等による所有権の移転及び賃貸借・使用貸借等で権利を移動する場合には、農地法の許可が必要です。

【申請書】

1. 農地法の規定による許可申請書

許可申請書のみ3部 許可申請書（別添）は2部

【添付書類】※は、必須。部数は全て2部

2. 土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）※

申請土地1筆ごとに 原本1部 コピー1部

3. 現地案内図（住宅地図など）※

申請地を着色 2部

4. 住民票等（土地登記事項証明書の記載と譲渡人の住所が異なる場合）

5. 是正計画書（違反転用がある場合）

6. 耕作放棄地を復元する旨の確約書（耕作放棄地がある場合）

7. 営農計画書（遠隔地、新規、法人の場合等で確認を要する場合）

8. 新規営農理由書

9. 耕作等証明書

原本1部 コピー1部（他市町村で農地を耕作している場合）

10. 通作距離図（市外の方のみ）

2部（自宅から申請地までのルートを表示し、距離と通作時間を記入）

11. 土地改良事業中の一時利用指定中の場合の同意書

12. 真正な権利者であることを証する書面（裁判の判決や破産管財人がついている場合）

13. 法人登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合）

14. その他

【問合せ先 鈴鹿市農業委員会 電話 059-382-9018】